

## 介護保険料仮徴収に係る保険料の額の修正の申出に関する取扱基準

### (目的)

第1条 この取扱基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第140条第2項、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第158条第2項に規定する介護保険料の仮徴収に係る支払回数割保険料額の修正（以下「仮徴収に係る保険料額の修正」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (仮徴収に係る保険料額の修正の申出等)

第2条 法第140条第2項の規定により保険料を特別徴収されることとなる者は、当該年度分の保険料が、前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、仮徴収額に係る保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、法第140条第2項の規定によって徴収する保険料の額を修正しなければならない。
- 3 保険料の納付義務者が、第1項に規定する修正を受けようとするときは、別記様式第1号の介護保険料仮徴収額の修正申出書に当該年度分の保険料の見積り額の算定に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申出書を受理した場合において、可否を決定したときは、別記様式第2号の介護保険料仮徴収額の修正（承認・不承認）通知書により当該保険料の納付義務者に通知するものとする。

### (仮徴収に係る保険料の額修正の申出の期限)

第3条 仮徴収に係る保険料の額の修正の申出の期限は、次のとおりとする。ただし、その期限の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、これらの日の翌日をもって申出の期限とする。

- (1) 仮徴収6月期 当該年度前年度の3月25日
- (2) 仮徴収8月期 当該年度の5月25日

### 附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

## 平成 年度介護保険料仮徴収額の修正申出書

平成 年 月 日

(あて先)新潟市長

申請者又は申請代理人住所申請者又は申請代理人氏名

印

本人との関係

)

電話

介護保険料仮徴収に係る保険料の額の修正の申出に関する取扱基準第2条第3項の規定により、下記のとおり介護保険料の修正の申出をします。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

## 申請理由

確定すべき平成 年度分の介護保険料が、前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると思慮されるため。

- 【添付書類】
- 1 所得税確定申告書又は市県民税申告書の控え
  - 2 前年分給与所得又は公的年金等の源泉徴収票
  - 3 その他前年の収入(所得)金額を証明できる帳簿書類等

本年度見積保険料の計算			修正前後の仮徴収額		
所得区分	金額		期別	修正前	修正後
年金収入金額		円	4月期	円	円
所得の種類	所得	円	6月期	円	円
	所得	円	8月期	円	円
	所得	円	計(4~8月)	円	円
合計所得金額		円	年額(b)	円	円
生活保護	受給者・非受給者		調査結果		
老齢福祉年金	受給者・非受給者		見積保険料年額(a)は、 修正前仮徴収賦課年額(b)の ・ 2分の1未満   ・ 2分の1以上 であるから申出の理由は ・ 相当 ・ 不相当 であると、認められる。		
市民税課税状況	世帯	本人			
	非課税	課税	非課税	課税	
保険料段階判定	第 段階				
月額 円	年額(a) 円				

新介第　　号  
平成　年　月　日

住所

氏名　　様

新潟市長

### 介護保険料仮徴収額の修正(承認・不承認)通知書

平成　年　月　日付けで提出されました介護保険料仮徴収額の修正の申出について、  
次のとおり 承認・不承認としましたので通知します。

被保険者番号				
期別	修正前保険料 (特別徴収額)	修正後保険料 (特別徴収額)	納期限	
4月期	円	円	年金支給日	
6月期	円	円	年金支給日	
8月期	円	円	年金支給日	
仮徴収額計	円	円		

【不承認の理由】

## 不服の申立

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会(新潟市中央区新光町4番地1、電話番号025(285)5511)に対して審査請求をすることができます。

## 処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

区役所 区民生活課

係

所在地

新潟市

区

電話番号